

## 帯広市空家等対策計画(案)修正箇所対照表

	項目	案 (修正後)	原案 (修正前)
①	P1 9行目	平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という。)が <u>全面施行</u> されました。	平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という。)が <u>施行</u> されました。
②	P21 15行目	(4)「 <u>その他</u> 周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」	(4)「 <u>周辺</u> の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」
③	P21 21行目～24行目	特定空家等の認定については、調査結果及び「 <u>帯広市特定空家等認定会議</u> 」において、協議したうえで判断するものとし、特定空家等と認定された所有者等に対しては、助言・指導、勧告、命令及び代執行の措置を行います。この場合、特定空家等の命令等の処分性の強い措置の実施についても、「 <u>帯広市特定空家等認定会議</u> 」において、協議したうえで判断します。	特定空家等については、 <u>調査票による調査結果</u> により判断、認定します。 特定空家等と認定した所有者等に対しては、助言・指導、勧告、命令及び代執行の措置 <u>を取ることができるとされています。</u> 特定空家等の <u>認定及び</u> 、命令等の処分性の強い措置の実施については、「 <u>帯広市特定空家等認定会議</u> 」において、協議したうえで判断します。
④	P22 5行目	関係団体等と連携した <u>空家等</u> のワンストップ相談体制を整備するとともに、	関係団体等と連携した <u>空家</u> のワンストップ相談体制を整備するとともに、
⑤	P23 6行目	本計画を効果的に推進するため、毎年度空家等の <u>調査</u> を実施し成果目標の進捗状況を把握するとともに、	本計画を効果的に推進するため、毎年度空家等の <u>現地調査</u> を実施し成果目標の進捗状況を把握するとともに、